百四十	特定貨物自動車運送業
百四十一	貨物軽自動車運送業
百四十二	下着類卸売業
百四十三	寝具類卸売業
百四十四	靴・履物卸売業
百四十五	かばん・袋物卸売業
百四十六	その他の身の回り品卸売業
百四十七	その他の農畜産物・水産物卸売業
百四十八	砂糖・味そ・しょう油卸売業
百四十九	乾物卸売業
百五十	石油卸売業
百五十一	空瓶・空缶等空容器卸売業
百五十二	建設機械・鉱山機械卸売業
百五十三	家具・建具卸売業
百五十四	陶磁器・ガラス器卸売業
百五十五	たばこ卸売業
百五十六	ジュエリー製品卸売業
百五十七	書籍・雑誌卸売業
百五十八	他に分類されないその他の卸売業
百五十九	呉服・服地小売業
百六十	かばん・袋物小売業
百六十一	下着類小売業
百六十二	酒小売業
百六十三	牛乳小売業
百六十四	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
百六十五	自転車小売業
百六十六	電気機械器具小売業（中古品を除く）
百六十七	その他の機械器具小売業
百六十八	家具小売業
百六十九	金物小売業

百七十	荒物小売業
百七十一	他に分類されないじゅう器小売業
百七十二	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
百七十三	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
百七十四	たばこ・喫煙具専門小売業
百七十五	ジュエリー製品小売業
百七十六	貸家業
百七十七	貸間業
百七十八	駐車場業
百七十九	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）
百八十	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
百八十一	他に分類されない専門サービス業
百八十二	写真業（商業写真業を除く）
百八十三	商業写真業
百八十四	写真プリント，現像・焼付業
百八十五	マリーナ業
百八十六	遊漁船業
百八十七	スポーツ・健康教授業
百八十八	特別管理産業廃棄物処分業
百八十九	家具修理業
百九十	履物修理業
百九十一	他に分類されない修理業
百九十二	警備業
百九十三	ディスプレイ業

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第四号及び第五号並びに第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。